

豊橋市教育委員会業者登録について

1. 制度について

本制度は、豊橋市入札参加資格審査申請(契約検査課受付)をしていない方を対象に登録していただき、市立学校が発注する軽易な物品の納入(修繕)、役務の提供を発注することで、小規模事業者の受注機会を設けようとするものです。

2. 登録の資格について

次に該当する方は、登録することができません。

- (1) 精神の機能の障害により物品の納入(修繕)、役務の提供を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 豊橋市入札参加者登録名簿に登録されている者
- (4) 豊橋市小規模修繕希望者登録制度に登録されている者(修繕の場合)
- (5) 登録申請までに市税を完納していない者
- (6) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者

3. 対象となる案件

市立学校が発注する物品の納入(単価5万円未満)、修繕、役務の提供が対象になります。

4. 登録申請の方法

(1) 受付期間

令和7年2月3日から令和9年3月31日
(ただし、土曜日・日曜日、祝日、年末年始期間は除く。)
午前8時30分～午後5時15分

(2) 受付場所

- ① 各学校 (豊橋市立小中学校・豊橋市立豊橋高等学校・豊橋市立家政高等専修学校・豊橋市立くすのき特別支援学校)または、豊橋市教育委員会 教育政策課(市役所東館11階)へ持参
- ② 郵送 (〒440-8501 豊橋市今橋町1 豊橋市教育委員会教育政策課あて)
- ③ メール (豊橋市教育委員会 教育政策課 E-mail: kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp)
※メールの件名は「豊橋市教育委員会業者登録申請」としてください。

(3) 申請書の配布

各学校、教育政策課の窓口又はホームページから入手できます。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58066.htm>

(4) 必要な書類

①	見積参加申請書	
②	身分(身元)証明書【個人事業主のみ】 登記に関する履歴事項全部証明書【法人のみ】	コピー可
③	市税に関する納税証明書【市外業者のみ】 (新規の場合は直近5年分、継続の場合は直近2年分)	

※②の書類は、申請日において発行日から3ヵ月以内のものが有効です。

※身分(元)証明書は本籍地の市区町村役場が発行します。

(豊橋市は市民課(市役所西館1階)及び各窓口センターにて発行)

※登記に関する履歴事項全部証明書は法務局が発行します。

5. 資格の有効期限

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

ただし、令和7年4月1日以降に登録をした場合は、登録日から令和9年3月31日までとなります。

6. 豊橋市税の納税確認

(1) 豊橋市税につきましては、教育委員会が納税状況を確認させていただきます。

なお、市税が完納されていない場合は業者登録ができず、見積参加できませんのでご注意ください。

(2) 納税確認結果は、令和7・8年度分の豊橋市教育委員会業者登録以外で使用することはありません。

7. その他

(1) 登録内容に変更があったときは、必要書類を添えて見積参加申請書を再提出してください。

(2) 「備品の納入」については、豊橋市入札参加資格審査申請、また「学校施設に係る簡易工事」については「小規模修繕契約希望者登録制度」の登録(契約検査課受付)が必要となります。

(備品とは単価が5万円以上で、その性質上長期間の使用に適するもの。)

(担当:教育政策課 管理・学校経理グループ 電話51-2857)